

【長・文書】金澤

一七三七

尙々御手柄共無是非候。頸到來次第、其元之儀注進可仕候。尙以生捕之事、其國之者共助置申儀有間敷候。自然御尋之儀候へば如何候之條、一人も不殘早々爲奉、可被懸御意候。

早々飛脚、殊御狀之通委細令披見候。仍其表、去廿二朔刻彼持口被押破、悉被討捕候由。併御苦勞故、早速討捕候事、大慶此時候。誠無比類御仕合共無殘所候。則彼與(長景連)一首安土へ爲持、右之通注進仕候。(可脱力)就其生捕之者共數多有之由候。一人茂無御成敗、此方へひかせ可給候。何も自是可申入候。恐々謹言。

五月廿三日

前又左 利 家在判

長九郎左衛門尉殿

御返報

五月廿四日。前田利家、長連龍に、長景連の首級を領收したるを以てこれを安土に送附せんと

することを報す。

【長・文書】金澤

一七三八

(長景連)与一首到來候。今度之御手柄者不及是非候。兩人口上之趣、具承届候。此方へ御出陣之儀者、自是以使者可申入候。御手之衆能者共、手負死人有之由。近比無御心元存候。如何様以(富田景政)治部左衛門尉可申入候。

一、上様へ今度之御働之様子、懇に注進申入候。猶期後音之時候。恐々謹言。

五月廿四日

前又左 利 家在判

長九郎左衛門尉殿

御返報

五月廿七日。織田信長、長連龍に、その鳳至郡榑木城に長景連を滅したることを賞す。

【長・文書】金澤

一七三九

注進之趣委細披見候。仍至其國奥郡、長與一罷出、太那木桶籠處、即時馳合、去廿二日攻崩、始與一二人も不漏

打取之由、誠粉骨無比類候。依手柄早々落着事、感悦不斜候。彌無由斷馳走專一候也。

五月廿七日

信 長 在印

長九郎左衛門尉殿

【長・文書】

一七四〇

御注進之趣、具致披露候。其國奥郡長與一桶籠候處、即尅押詰悉被討果候段、尤被成御感候。其趣相見御内書候。彌於其元御馳走肝要之旨被仰出候。恐々謹言。

五月廿七日

長 頼 在判

長九郎左衛門尉殿

御返報

五月。前田利家、鳳至郡栗藏村の彦丞に、敵意を挟む者あらば之を注進せしむ。

【遺編類纂】

一七四一

急度申遣候。能州珠洲・鳳至兩郡之内、縁者親類たりと云共、若計儀之者於有之者、急ギ可注進候。是より士使を

指下し、からめ取可申候。萬事あまから分別肝要候。以上。

天正十年

五月 日 利 家在印

あまから 彦丞

六月八日。上杉景勝、その臣色部長眞に、織田信長の横死に依り越前・加賀・能登諸軍の退却せるを以て、仕置の爲越中に出馬すべきを報す。

【別本歴代古案】

一七四二

態申届候。仍上邊凶事依出來、越中に在陣候越前柴田・賀州・能州・越中之者迄悉敗軍候。然者爲仕置可令出馬候。巨細本庄彌次郎かたへ申届候間、定可相達候。謹言。

六月八日

色部修理大夫殿

色部修理大夫殿

六月十二日。上杉景勝、佐渡の本間高季等に、織田信長の横死に依り越中・能登の要害その守を失ひたるを以て、仕置の爲出馬せんとするを報